第二条　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表第１（第１条関係）

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

⑴　飼料一般の成分規格

ア～ス　（略）

セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第２条第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第１欄	第２欄	第３欄
（略）	（略）	（略）
イミダクロプリド	えん麦 大麦 （略） マイロ ライ麦 （略）	0.04mg／kg 0.04mg／kg （略） 0.04mg／kg 0.04mg／kg （略）
（略）	（略）	（略）
クロルプロファム	えん麦 大麦 小麦 （略） ライ麦	0.02mg／kg 0.02mg／kg 0.02mg／kg （略） 0.02mg／kg
（略）	（略）	（略）

ソ～ツ　（略）

⑵～⑸　（略）

２～５　（略）

改正前

別表第１（第１条関係）

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

⑴　飼料一般の成分規格

ア～ス　（略）

セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第２条第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第１欄	第２欄	第３欄
（略）	（略）	（略）
イミダクロプリド	えん麦 大麦 （略） マイロ ライ麦 （略）	0.05mg／kg 0.05mg／kg （略） 0.05mg／kg 0.05mg／kg （略）
（略）	（略）	（略）
クロルプロファム	（新設） 大麦 小麦 （略） ライ麦	（新設） 0.05mg／kg 0.05mg／kg （略） 0.05mg／kg
（略）	（略）	（略）

ソ～ツ　（略）

⑵～⑸　（略）

２～５　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。